

道路の穴埋め処理に関するお願い

1 目的

岐阜県が管理する道路をより安全で快適に利用できるようにするため、路面の穴ぼこを発見した際、穴埋め処理していただくボランティア活動をお願いします。

2 対象施設

穴埋め処理のボランティア活動を実施していただく対象施設は、県管理道路の路面とします。

3 内容

- 1) お願いする活動は、*道路法第24条の規定に基づき、道路管理者に承認を受けることを要しない軽易な穴埋め処理（道路の損傷を防止するために必要な材料を局部的に補充する作業）とします。なお、道路交通法については土木事務所から包括的に協議を行っていますが、所轄署からの意見については各土木事務所で確認してください。
- 2) 1) に該当しない作業（通行規制を要する場合）は、道路管理者への通報に留めてください。
- 3) 穴埋め処理においては交通の安全及び活動者の安全には十分に注意して下さい。万が一、活動者及び第三者に損害を生じた場合は、活動者がその責を負うものとします。なお、県ではボランティア保険等には加入しません。
- 4) 穴埋め処理は、アスファルト合材（常温）により行い、転圧（タイヤで踏む）して路面との平滑化を図ってください。
- 5) 協力していただいた方には、入札制度（総合評価）で評価する予定です。

4 費用

穴埋め処理活動の費用は、活動者の負担とします。

5 報告

道路管理に活用したいため、活動者は毎回の処理終了後、直ちに電話連絡していただくとともに、様式1及び様式2により所管の土木事務所道路維持課まで報告をお願いします。

6 その他

この活動について疑問等がある場合は、その都度所管の土木事務所へ問い合わせのうえ活動してください。

※道路法

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条

道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第三項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。

但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

※道路法施行令

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第三条

法第二十四条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。